

# 事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

2021.8



いつもご購入いただきありがとうございます

こんにちは。いつもありがとうございます。

アークグロー・パートナーズ税理士法人の事務所通信の発行が4カ月目となりました。

お客様に少しでも役立つ情報を提供できているでしょうか？

皆さまからのご意見ご感想を随時募集しております。何かありましたら担当者へよろしくお願いたします。

## 今月のお知らせ

◇滋賀県事業継続支援金の申請が8月から始まります。

令和3年4月から6月までのいずれかの月の売上が前年又は前々年に比較して50%以上減少した事業者が対象です。支給金額は 法人 20万円 個人 10万円 です。月次支援金と異なり業種は関係ありません。詳しくは滋賀県のホームページでご確認ください。

◇月次支援金の申請期限は

4、5月分 8月15日まで

6月分 8月31日まで

7月分 9月30日まで

8月分 10月31日まで

\*7月13日に8月分追加となりました\*

◇新型コロナウイルス感染症対策

滋賀県経営力強化支援事業【通常枠】

8月31日まで

**※申請忘れのないようご注意ください。**

**中小法人・個人事業者のための 月次支援金**  
緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

**給付額**  
※月の売上額が 上限20万円/月 (個人事業者) 上限10万円/月 を支給します。  
【対象】 2019年または2020年の基準月<sup>※1</sup>の売上 - 2021年の対象月<sup>※2</sup>の売上

**給付対象**  
①と②を満たせば、**業種/地域を問わず給付対象**となります。  
③飲食店休業・施設閉鎖等による売上減少  
④緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち対象業種の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

**給付対象の具体例**

1 日常的に訪れるお店 ・ファストフード店、軽食・軽便食品の店舗、美容師や理髪店、マッサージ店など	6 経営コンサルタントや士業など ・専門サービスを提供する事業者
2 教育関連の事業者 ・予備校、スクールの教員・専任など	7 システム開発などのITサービスを 提供する事業者
3 医療・福祉関連の事業者 ・介護施設、福祉サービス、介護福祉士など	8 映像・音楽・書き物のデザイン・ 制作などを行う事業者
4 文化・観光関連の事業者 ・スポーツ施設、美術館、博物館など	9 教科や資料店の卸売を行っている 事業者
5 旅行関連の事業者 ・ホテル、旅館、旅行会社、レンタカー、ツアーなど	10 農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合は給付対象とはなりません

- 事業活動に支障があるケース（例：事業の休止や縮小）における発生状況や業種の急激な変化など、事業者が自ら判断し対応していることにより、当該事業者の売上減少が50%以上減少している場合は給付対象外です。
- 【対象業種とは関係なく】売上増加率が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
- 【対象業種とは関係なく】業に営業期間が短いことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
- 【対象業種とは関係なく】業に営業期間が短いことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。

**相談窓口**  
0120-211-240  
03-6629-0479 受付 9:30-19:00

**ホームページ**  
月次支援金 申請  
https://hishigishikin.jp/gp/ getupshikin

◇申告書

提出月	8月	9月	10月
確定申告	6月決算	7月決算	8月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	12月決算 9月決算	1月決算 10月決算 ※個人の中間振替納税 9/28	2月決算 11月決算

## 今月の研修

◇所内でマナー研修を実施しました。

印象に残ったのは、報連相の大切さです。仕事をする上で社内社外に関わらず、自己判断で相手もこれぐらいは分かっているはずとついつい報連相を疎かにしがちです。少しの連絡確認不足が大きなミスを生んでしまいます。自分と相手は同じ考えかは確認しないと分からないという気持ちを忘れずに、少しつこい位の報連相を心がけていきたいなと思いました。

担当者がお客様に少しつこい位に報告確認をしたときは研修の効果だなと思っていただければ幸いです。

## 消費税のインボイス制度について

◇令和3年10月1日よりインボイス制度の届出が開始します。以下にあるように実施は2年後の令和5年10月1日からになります。当事務所では、まだまだ議論が続いている制度の為、少し様子を見て1年後の令和4年10月から順次届出をしていく予定をしています。

少しでも早めにしておきたいなどご希望がありましたら監査担当者にお声かけ下さい。

**電子データ  
(電子インボイス)  
でもOK!**

### インボイスってナニ？

▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。  
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較


<区分記載請求書 (現行)> ~令和5年9月	<インボイス> 令和5年10月~
<b>請求書</b> 〇〇株式会社 株式会社△ ●年●月分 ■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円 合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円) ※は軽減税率対象	<b>請求書</b> 〇〇株式会社 株式会社△(T1234...) ●年●月分 ■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛肉 ※ 5,400円 合計 43,600円 10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円 ※は軽減税率対象
<b>【記載事項】</b> ① 請求書発行事業者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨) ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	<b>【記載事項】</b> 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの ① 登録番号(課税事業者のみ登録可) ② 適用税率 ③ 税率ごとに区分した消費税額等

### 「インボイス制度」ってナニ？

▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



アークグロー・パートナーズ  
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人  
【本社】

滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1  
TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】

滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号  
TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717